

●本検討会の開催趣旨及び当機構から検討会への依頼内容

1. 一般社団法人日本医療安全調査機構は、医療事故調査制度が施行された平成27年10月以降、厚生労働大臣から医療事故調査・支援センター（以下「センター」という。）の指定を受け、医療事故の調査等の業務を実施しており、令和7年10月には、制度施行10年の節目を迎える。
2. この機会に、当機構では理事会の下に「医療安全の更なる向上を目指す検討会」を設置し、センターとして実施してきた事業運営を、第三者の視点から振り返り、制度運用の検証、当機構の組織及び関係者・関係機関への支援の在り方等について検討することとした。
3. 本検討会では、医療事故調査制度の施行によって、その目的である医療事故の再発防止がどの程度実現したのか、また、実現していない点については制度運用上どのような課題があって、どのような取り組みが必要なのかについて、医療安全の更なる向上を目指し、具体的に議論が行われることを期待している。
4. こうした議論が円滑に行われるよう、本検討会の開催に当たって、これまでの事業運営の経験を踏まえ、大まかな論点を整理した。
5. 本検討会の構成員におかれては、新たな論点の追加等も含めて、忌憚のないご議論をいただき、令和7年10月を目途に、報告書を取りまとめていただきたい。
6. 報告書の内容は、調査等業務の実施のために設置している事業運営委員会に諮り、センター業務の活動方針に反映させ、必要な取り組みを進めていく予定である。

●本検討会の開催予定

第1回～第3回（令和6年10月～令和7年3月）

主な論点

- 医療安全の更なる向上を目指す検討会の開催趣旨と医療事故調査・支援センターの業務について
- 医療事故の判断に関する支援
- 医療事故の調査等に関する支援
- 収集した情報の整理・分析
- 医療事故の再発防止

（主な意見についての整理、公表）

第4回～第7回（令和7年4月～10月）

主な論点

- センター調査
- 医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修
- 国民への制度周知
- センター業務に関する効果の把握
- とりまとめ

※議論する論点については変更の可能性がある